

(次期) 北九州市障害者支援計画の「基本的な施策」の 設定に当たっての考え方

【全部会共通】

1 「基本的な施策」は、分野別の「施策の方向性」に沿って取り組む施策を具体的に示すもので、以下により設定する。〔参考資料 1〕

① 国の計画における施策に準拠する

市町村障害者計画を策定する上で、その基本となる「第4次障害者基本計画」(内閣府所管)の「施策(案)」に準拠する。

これにより、現行の法制度等に即した内容とするとともに、今後、計画の実施や評価等もさらに行いやすくなる。

※なお、「第4次障害者基本計画」の施策案が未だ示されていない分野については、既存の「第3次障害者基本計画」の施策を参考にする。

② 現計画との関係を整理

(次期)北九州市障害者支援計画の「施策の方向性」ごとに、現計画の「基本的な施策」に該当するものを分類し、必要に応じて、①で整理した「基本的な施策」の修正を行う。



2 分野別の「施策の方向性」ごとに市の実情を考慮し、今後、さらに力を入れていく施策を確認する。〔資料 3〕

① 本市の実情を反映

本市の障害福祉施策の実情に即し、市の基本構想・基本計画、各分野計画等との連携を図りながら、「基本的な施策」の修正を行う。

② 次期計画の「施策の方向性」を踏まえ、今後、さらに力を入れていく取り組みを確認

分野別の「施策の方向性」ごとに、(1)で整理した現計画の「基本的な施策」のうち、今後さらに力を入れていく施策を確認する。



「(次期)北九州市障害者支援計画」の「基本的な施策」〔資料 4〕